

総 行 住 第 8 9 号
平成 2 4 年 9 月 2 6 日

各都道府県
住民基本台帳担当部長 殿

総務省自治行政局住民制度課長

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る支援措置申出書の様式の変更と児童虐待等の被害者の支援措置の実施に関する留意点について

ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護を図るため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和 6 0 年自治省令第 2 8 号）、戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和 6 0 年法務省・自治省令第 1 号）及び住民基本台帳事務処理要領（昭和 4 2 年 1 0 月 4 日付け自治振第 1 5 0 号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知。以下「事務処理要領」という。）の一部改正が行われ、平成 1 6 年 7 月 1 日以降、各市町村において必要な支援措置が実施されているところです。

今般、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等に加え、児童虐待、その他これらに準ずる行為を明示的に追加するため、事務処理要領の一部改正（平成 2 4 年 9 月 2 6 日付け総行住第 8 8 号・法務省民一第 2 4 4 1 号総務省自治行政局長及び法務省民事局長から各都道府県知事あて通知）に合わせ、「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る支援措置申出書の様式の変更と留意点について」（平成 1 8 年 1 0 月 4 日付け総行市第 1 3 6 号総務省自治行政局市町村課長から各都道府県総務部長あて通知）（以下、「平成 1 8 年通知」という。）中別紙支援措置申出書の様式の一部を変更するとともに、児童虐待等の被害者の支援措置の実施に関する留意点を下記のとおり通知します。

貴職におかれては、この内容を承知の上、貴都道府県内の市町村に周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 支援措置申出書の様式の変更

平成 1 8 年通知中別紙を別紙のとおり変更する。

2 留意点

(1) 事務処理要領第6-10-ア-ア(ア)-Cについて

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）は、児童（18歳未満）のみを対象としています。今回の保護のための措置は、児童虐待を受けた児童のほか、18歳以上であって児童福祉施設に入所等（里親、ファミリーホーム事業者への委託を含む。）している者も対象となります。また、これらについては、事務処理要領第6-10-ア-ア(ア)の児童相談所長等が申出者の代理人となり、児童相談所長が申出書の意見記入者になることが想定されますので、児童相談所に相談していない申出があった場合は、相談を促した上で、措置の必要性を確認することが適当と考えます。

(2) 事務処理要領第6-10-ア-ア(ア)-Dについて

既に「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る質疑応答について」（平成16年5月31日付け総行市第218号総務省自治行政局市町村課長から各都道府県総務部長あて通知）問6により、個別の市町村長の判断により、事務処理要領に掲げる者以外に支援措置を講ずることは差し支えないものとされていますが、今回、市町村長が適切に支援措置を講じ得るよう、このことを明示するものです。

例えば、交際相手から暴力を受けているケース、事務処理要領第6-10-ア-ア(ア)-Cに該当する児童が、18歳に達した後も引き続き支援を必要とするケース、18歳に達するまでに児童虐待が顕在化しなかったケース、その他児童ではない者が虐待を受けているケースなどが想定されますが、いずれの機関にも相談をしていない申出があった場合には、最寄りの相談機関への相談を促すことも考えられます。

しかし、上記（1）等とは異なり、必ずしも措置の必要性を確認するための相談機関が明確ではない場合もありますので、市町村においては、個別のケースに応じ、都道府県公安委員会が指定する「犯罪被害者等早期援助団体」を始めとした民間被害者支援団体等、未成年者が入所していた児童福祉施設を運営する社会福祉法人、未成年者の権利擁護の活動を行う法人、未成年者のシェルター（緊急一時避難所）を設置運営する法人等からの意見等の聴取、精神科等の医師による診断書等により措置の必要性を確認しても差し支えないものと考えます。

(3) 事務処理要領第6-10-イ-イ(ア)について

児童虐待関係で支援措置の求めがあり、事務処理要領第6-10-イ-イ(ア)に基づき、同ア-ア(ア)-Cに掲げる者に該当するか等について確認する場合、児童相談所長に対し、意見の聴取等を求めることが適当と考えられます。また、支援措置を求め市町村の事務所へ出頭する者が同ア-ア(ア)に基づく代理人である場合も同様と考えます。

住民基本台帳事務における支援措置申出書

〇〇〇〇〇〇長
関係市区町村長

様

住民基本台帳事務におけるドメスティック・
バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐
待及びこれらに準ずる行為の被害者保護
の支援措置の実施を求めます。

市区町村		受付	連絡
		/	/
転送	/	/	/
	/	/	/
	/	/	/

平成 年 月 日

氏名

備考

申出者	氏名 (生年月日)	(年 月 日)	住所	連絡先	本人確認		
加害者 (判明して いる場合)	氏名 (生年月日)	(年 月 日)	住所	その他			
申出者の 状況 (別紙参照 の上、いず れかにV)	A 配偶者暴力防止 法	B ストーカー規制法	C 児童虐待防止法	D その他前記AからC までに準ずるケース			
添付書類 (該当書類 にV)	保護命令決定書(写し)		その他				
	ストーカー規制法に基づく警告等実施書面						
相談先	(警察署、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の機関に相談している場合、相談した日時、当該機関(以下「相談機関」という。)の 名称、担当課等を可能な範囲で記入して下さい) 年 月 日 (相談先の名称) (担当課)						
支援措置 を求める もの (現住所が 記載されて いるものに 限る)	希望にV	支援を求める事務	現住所等				
		住民基本台帳の閲覧	現住所	同上			
		住民票の写し等の交付(現住所地)	現住所	同上			
		住民票の写し等の交付(前住所地)	前住所				
		戸籍の附票の写しの交付(本籍地)	本籍				
		戸籍の附票の写しの交付(前本籍地)	前本籍				
併せて支 援を求め る者 (同一の住 所を有する 者に限る)	申出者との関係	氏名	生年月日	申出者との関係	氏名	生年月日	
(添付書類がなかった場合)							
相談機 関等の 意見		1 上記申出者の状況に相違ないものと認める。 2 上記併せて支援を求める者について、申出者を保護するため支援 の必要性があるものと認める。 3 1, 2以外の場合に、相談機関等において、特に把握している状況 (※一時保護の有無、相談時期等)がある場合 把握している状況: 平成 年 月 日 長 (印) (担当 課 係)	年月日 担当 相手方 市区町村の 確認				
備考							

(注) ●太枠の中に記入してください。
●申出に際し、ご本人の確認をさせていただきます。
●法定代理人、児童相談所長、児童福祉施設の長、里親、ファミリーホーム事業を行う者等支援措置対象者本人以外の者が
申し出る場合は、備考欄に実際に申し出を行う者の氏名、生年月日、住所、連絡先等を記入してください。
●申出の内容について、相談機関等に確認させていただく場合があります。
●支援措置は、厳格な審査の結果、不当な目的によるものでないこととされた請求まで拒否するものではありません。
●支援の期間は、支援開始の連絡日から一年です。期限到来の一月前から延長の申出を受け付けます。当該申出がない場
合、期限到来をもって支援を終了します。
●申出書の内容に変更が生じた場合には、当初に申出を行った市町村長に申出を行って下さい。

「住民基本台帳事務における支援措置申出書」の「申出者の状況」欄に、次の区分により、いずれかにVを記入してください。

**A 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
(配偶者暴力防止法)**

配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあり、かつ、加害者が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

**B ストーカー行為等の規制等に関する法律
(ストーカー規制法)**

ストーカー規制法第7条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等をされるおそれがあり、かつ、加害者が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

**C 児童虐待の防止等に関する法律
(児童虐待防止法)**

児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあり、又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるものについて、加害者が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

D その他前記AからCまでに準ずるケース